

愛媛県報

発行 愛媛 娱

第2880号

平成29年6月6日火曜日 第2880号

◇ 目 次 ◇
告 示

| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等 | (経営支援課) 41! |
|-------------------|--------------------|
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間 | (水産課)41 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (中予地方局建築指導課)410 |
| 道路の供用開始(県道佐田岬三崎線) | (南予地方局八幡浜土木事務所)410 |

告 示

○愛媛県告示第709号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。 平成29年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ドラッグコスモス中曽根店 四国中央市中曽根町下石床2468番1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 宇野 正晃

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 代表取締役 宇野 正晃

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成30年1月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,699平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数 67台
 - イ 駐輪場の収容台数 10台
 - ウ 荷さばき施設の面積27平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量 9 立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日平成29年5月26日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第710号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認 可を申請すべき期間を次のように定める。

- 111, - 1, 11 - 111, - 111 - 111, - 111 - 111, -

平成29年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成29年6月6日から19日まで

○愛媛県告示第711号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成29年6月6日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

| 検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日 | 工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|--------------------------------|---|---|
| 29中局建(開)第10号 平成29年 5 月25日 | 伊予郡砥部町上原町102番 2 、103番 2 、116番、117番、118番 2 、119番 2 、 120番 2 、121番、116番他地先里道、121番他地先水路 | 松山市井門町373番地 1 株式会社 上浮穴エム・シー 代表取締役 西 岡 大 |

○愛媛県告示第712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成29年6月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|---|---------------------------------------|---|---|---|---|---|---------------|
| 県 道 | 佐田岬三崎線 | | 西宇和郡伊方町正野2298番 2 から 同町正野1997番 3 まで | | | | | | 平成29年 6 月 6 日 |

平成29年6月6日 発行 416